

前原かづえ県議 9 月 30 日（金） 3 人目 一括

日本共産党の前原かづえです。党県議団を代表して一般質問を行います。

はじめに「国葬は憲法違反一県民に分断をもたらすべきではない」についてです。

9 月 27 日に、岸田首相は過半数を超える国民世論に背を向け安倍晋三元首相の国葬を強行しました。

日本共産党は、国葬は憲法違反だとして、強く中止を求めました。憲法第 14 条「法の下での平等」について、なぜ安倍氏のみを特別扱いにして国葬を行うのか、岸田首相は国民が納得できる説明をしていません。また、首相は、国葬を「故人に対する敬意と弔意を国全体としてあらわす儀式」と決定していますが、日本国憲法によれば、国イコール国民であり、敬意と弔意を国民全体としてあらわす行事とすることは、憲法 19 条「思想及び良心の自由」違反の弔意の強制です。

また、現在政治的焦点になっている統一協会と極めて深刻な癒着関係を持っていたのが安倍氏です。関連団体の集会に祝電やビデオメッセージを送り、国政選挙で統一教会の組織票を安倍氏が差配していたことも報じられています。安倍氏に国全体として敬意と弔意を表することになる国葬は、安倍氏の統一協会の広告塔としての行為を免罪することになります。

知事は、国葬に当たり半旗を掲げ、公務として出席をされました。中曽根元首相の例に倣ったと理由を説明されていますが、中曽根氏の葬儀は国葬ではありません。知事は、国民の意見が二分されていることを認識し、国に対し丁寧な説明を求めていましたが、9 月 8 日に行われた国会閉会中審査は、わずか 1 時間半に過ぎず、到底国民の納得をえられるものではありませんでした。知事に対して国葬欠席を求め、半旗の掲揚などをやめるよう求める意見も多数届いたことと思います。県民世論が大きく割れた状態で県が国葬を認めたことは、県民に分断をもたらすことにもつながりかねません。なぜ、国葬に出席し、半旗を掲げたのか、知事、理由の説明を求めます。

【知事】

前原かづえ議員の御質問に順次しっかりとお答えを申し上げます。まず、「国葬は憲法違反 一県民に分断をもたらすべきではない」のお尋ねのうち、なぜ、国葬に出席し、半旗を掲げたのかについてでございます。私は、9 月 27 日に行われた安倍元総理の国葬儀に、知事として出席してまいりました。国葬儀として執り行われたことが閣議決定された国の行事であり、国から知事宛てに出席の要請を頂いたため、出席したものであります。国葬儀であるなしにかかわらず、国の行事への出席を求められる場合には公務としての出席が原則です。また、半旗掲揚については、県の本庁舎及び国旗や県旗を掲揚している 地域機関で実施をいたしました。国の行政の長をお務めになられた方に対し、県として弔意を示すべきと考えたものであり、令和 2 年の中曽根元首相の葬儀の際と考え方は同じであります。

【前原議員】

国葬には 16 億円超という費用が公表されていますが、この中には警備費用などが含まれていません。知事の国葬出席のための経費、そのほか国葬のために県民が負担したすべての金額を知事に報告を求めます。

【知事】

次に、知事の国葬出席のための経費、そのほかの国葬のために県民が負担した全ての金額についてでございます。国葬儀出席に関する経費については、移動に係る公用車のガソリン代と 高速料金等で、金額は現在精査中でございます。

【前原議員】

また県警の警備の経費について県警本部長ご報告ください。

【県警本部長】

前原かづえ議員の御質問 1 「国葬は憲法違反 - 県民に分断をもたらすべきではない」の内、「県警の警備の経費」についてお答え申し上げます。9月27日に行われた安倍晋三元首相の国葬儀については、東京都公安委員会から警察法第60条に基づく援助要求を受け、県警察から部隊員を派遣しております。議員ご質問の経費については、派遣の有無に関わらず発生する給与及び車両の燃料費については県費で支出し、警察法第60条に基づき派遣された警察官の旅費等については、国費で支出することとなります。これら経費につきましては、当県警察からの特別派遣部隊の体制が明らかになり、今後の警備に支障を及ぼすおそれがあるため、お答えを差し控えさせていただきます。

【前原議員】

次に統一協会との関係についてです。知事は、本年度も統一協会系団体である世界平和女性連合のイベントにメッセージを送っていました。「例年どおりの対応をした」との理由ですが、私たち政治家の常識とはあまりにかけ離れています。「世界平和女性連合」などという聞いたこともない団体から依頼があれば、昨年に例があったとしても確実に調査をします。知事に伺います、今後統一協会との対応方針について答弁を求めます。

【知事】

次に、今後の旧統一教会との対応方針についてでございます。私個人については、承知している範囲で旧統一教会もしくはその関係団体と関係があったり、イベントに出席したり、あるいは寄附を頂いたりなど、過去にも今も、一切ございません。私は、社会的に大きなマイナスの影響を与えている評判がある宗教団体や、その関係団体との関係については、日頃から慎重に対応する必要があると考えております。現在のように旧統一教会がマスコミ等で大きく取り上げる以前の2年前、ピースロードなるイベントの開催に当たり「埼玉県平和大使協議会」という団体の表敬訪問の依頼を打診されたことがありました。当時は、ピースロードも平和大使協議会の名前も背景も存じ上げませんでした。聞きなれない名前であったため、特別秘書経由で調査させたところ旧統一教会関係との情報を得たため、表敬を受けることは不適切と判断し、お断りをした経緯がございます。政務のほうでは旧統一教会との関係がないことは確認しましたが、その一方で、県庁の知事部局内の事務方による対応について総点検する必要があると考え、旧統一教会やその関係団体から寄附を受けたことがあるか、これらの団体が主催、共催するイベントの後援、参加、祝電やメッセージの送付などをしたことがあるか、確認するよう指示をいたしました。その結果、議員御指摘の「W F W P（世界平和女性連合）」が行っていた「埼玉女子留学生日本語弁論大会」から、平成14年度より令和4年度までの間、知事宛ての案内を受けており、毎年知事メッセージを送付したことが分かりました。この知事メッセージ送付が、過去の知事時代からの毎年恒例のものであったことから、改めて団体の確認には至っていなかったものであります。とはいえ、仮に私の名前でメッセージが出たことで、この団体が信用に足るというような印象を受けた方がおられるとすれば誠に申し訳ないと考えており、改めてお詫びを申し上げます。このほか、経緯等、

詳細は分かりませんが、3つの事案に過去の知事名でメッセージを送るなどの対応をしていたことも分かりました。今後の対応について、私は、旧統一教会もしくはその関係団体のイベントに出席したり、あるいは寄附を頂いたりなど、何らかの関係を持つことは、これまで同様ございません。また、県としても、旧統一教会もしくはその関係団体と、一切、関係を持つことはありません。こうした私の考え方は、県庁内において庁議の場で部局長などの幹部に直接申し伝え、仮に政治家から依頼があったとしても断ること、また、関係団体のリストにない団体や聞きなれない団体なども含め、可能な範囲で調べ適切に対応するよう指示をいたしました。繰り返しになりますが、今後、私個人としても、県としても、旧統一教会もしくはその関係団体と一切の関係を持つことはないことをはっきり申し上げます。

【前原議員】

続いて「新型コロナウイルス感染症第8波に備え、医療体制の充実を」についてです。

新型コロナ第7波は全国の新規感染者が1日で26万人を突破し、埼玉でも1万3000人を超え、検査難民や保健所、医療機関のひっ迫などの事態が起きました。感染者の激増で死亡率は下がりましたが、死者数は第6波同様1万2千人を超えました。ワクチン接種が広がっているにもかかわらず、多数の死者がでたことを教訓として、第8波に全力で備えるべきです。

感染者の多さから政府は医療機関からの発生届を見直し、9月26日から65歳以上の方や妊婦など除き医療機関からの届出の対象外となりました。8月の専門家会議では、発生届が出ない方には療養証明書がでなくなる、コロナ発生届けのない人の入院措置判断は難しいなど、発生届提出をやめた場合の問題点を4点発表しております。そこで知事に伺います。これだけ問題点を指摘していたのですから、国に撤回を求めるべきと考えますがどうか。

【知事】

次に、「新型コロナウイルス感染症第8波に備え、医療体制の充実を」のお尋ねのうち、全数把握見直しについて、国に撤回を求めるべきではないかについてであります。全数届出の見直しは、国が療養の考え方を転換し、9月26日から全国一律で発生届の対象者を65歳以上の高齢者などに限定したものであります。緊急避難的に一部の都道府県で導入した際、4つの課題を指摘をいたしました。全国一律での制度の改正に伴い、その課題の多くは解消したものと考えており、撤回を求めることは考えておりません。なお、県といたしましては、発生届の有無にかかわらず、安心して療養いただける体制づくりに今後とも努めてまいります。

【前原議員】

また、今後届け出対象外の方には療養証明書が発行されません。これでは、学校や仕事、入学試験などを休みづらくなります。県としてなんらかの証明書は発行し続けるべきと考えますが、知事答弁を求めます。

【知事】

次に、療養証明書の発行についてでございます。国の通知に基づき、届出対象外の方は医療機関からの感染の発生届が行われず、療養証明書の発行は行わないこととされました。国では、企業や学校に対し、療養証明書を求めることがないよう、要請をしております。それでもなお、療養証明書を求められる場合には、陽性者が不利にならないよう、陽性者登録のお知らせや陽性となった検査結果などを療養証明書の代わりとして使えることとしており、このことについて丁寧に県としても説明をしております。

【前原議員・再質問】

2 新型コロナウイルス感染症第8波に備え、医療体制の充実を・陽性者が不利益を被らないよう、県が療養証明書を発行するべきではないか。企業が療養証明書を求めないよう周知するべきではないか。

【知事・再答弁】

前原かづえ議員の再質問にお答えを申し上げます。まず1点目、新型コロナウイルス感染症の療養証明についてですが、証明がないと不利益になるので、陽性者が不利益にならないような措置を、また、企業がしてはならないことを周知するべきである、の2点について まずお答えを申し上げます。先ほど、御答弁をさせていただいたとおりですけれども、療養証明書の発行につきましては、国は企業や学校に対して療養証明を求めないということを要請をしております。また、療養証明書そのものが、ハースもしくは届出に基づいて現時点では発出される状況にはありません。そこで、陽性者が不利にならないために、まずは療養証明書を求めないよう、御指摘にもございました、広報については引き続きこれを努力して、可能な限り広めていきたいと思っております。その上で、最初の質問に戻させていただきますが、それでもなお、療養証明書を求める場合には、例えば、陽性者登録をしたというお知らせが行きます。あるいは、陽性になったことの検査結果が出てきます。あるいはそれでもできない場合は、医療機関を受診した領収書、こういったものを証明の代りになるということとすでに周知をしているとともに、また、県の方から保険等の請求に関しましては、保険会社の方で療養証明書を求めないということを確認させていただいておりますので、議員御指摘のとおり、陽性者が不利にならないような措置を我々としても引き続き進めてまいりたいと考えております。

【前原議員】

党県議団は、ふじみの救急病院を訪問し、発熱外来・PCRセンター、コロナ患者の入院受け入れなど病院の取り組みを伺ってきました。

院長は、「ワクチンは数か月で抗体が減って効果が持続しない。コロナ封じ込めのために抜本的に検査を増やし、感染者を早期発見していくことだ。抗原検査キットはその場で結果がすぐにわかる。ある程度のウイルス量があれば、PCR検査と大きな違いはない。大量に配布し、毎日のように検査を行うことが重要」と語っておられました。事実ここでは職員に毎日抗原検査を行うことによって、院内感染を防いできたそうです

県はこれまでやってきた高齢者・障害者施設の抗原検査キットをつかっての職員の週2回の検査を、入所施設に絞り、次の流行に備える3ヶ月分の補正予算を今議会に提案しています。ふじみの救急の実践にもまなび、第8波の際には①高齢者・障害者施設で、さらに検査を頻回に行うこと②検査対象を職員だけでなく利用者にも広げること、③通所施設などに広げることについて④学校や保育所等職員や児童生徒園児に検査を拡大することについて知事答弁をもとめます。

【知事】

次に、第8波の際には高齢者・障害者施設でさらに検査を頻回に行うこと、検査対象を利用者や通所施設、学校や保育所等職員、児童生徒園児などに広げることについてでございます。御指摘の第8波の際には、いかなる変異株や亜種となるかも想定できないことから、検査の拡大や在り方について現時点でお答えすることは困難であり、その際に必要となる検査体制並びに方法を適切に講じてまいりたいと考えます。

【前原議員】

第7波の教訓から発熱外来の抜本的強化が必要です。院長は「コロナの診療検査の報酬点数はどんどん下げられ、スタッフ体制を維持できなくなったため、検査数が減り、県外の方を断ったり、高齢者以外は完全予約制と検査を絞らざるを得なかった」と語っておられました。朝日新聞によると人口10万人当たりの診療・検査医療機関指定数は、埼玉は20.9か所、下から4番目です。保健医療部長、第1に診療報酬を元に戻すよう国に要望すること、第2に診療検査医療機関、つまり発熱外来をさらに拡大することについて答弁を求めます。

【保健医療部長】

前原かづえ議員の御質問2「新型コロナウイルス感染症第8波に備え、医療体制の充実を」についてお答えを申し上げます。まず、下げられたコロナの診療や検査に係る診療報酬を元に戻すよう国に要望すべきについてでございます。県では、診療・検査体制を維持・強化するためには、診療・検査医療機関に対する適切な診療報酬上の措置が必要と考えております。このため、診療報酬の継続や下げられた診療報酬を元に戻すこと等についてこれまでも知事から厚生労働副大臣に直接要望したほか、全国知事会の緊急提言などを通じて国へ要望を行ってまいりました。今後も、必要な診療報酬上の措置について、様々な機会を捉え国に対して強く要望してまいります。次に、発熱外来をさらに拡大すべきについてでございます。全国に先駆け、全ての医療機関名を公表する制度とした本県の診療・検査医療機関は、令和2年12月に約1100か所で公表を開始し、本年9月29日時点で1,549か所にまで増加しました。また、感染が急拡大した7月においては、緊急的対応として、知事と県医師会長名連名で各医療機関に申請を依頼し、これまでに50以上の医療機関から新たに申請がありました。県といたしましては、発熱患者が速やかに医療機関を受診できるよう、引き続き、県医師会と連携して診療・検査医療機関の増加に取り組んでまいります。

【前原議員】

次に「社会保障の削減や物価高から、生活困窮者を守り子育て応援の施策の充実を」についてです。

社会学者の橋本健二早稲田大学教授は2019年と2020年の平均年収は「商工業の自営業者、家族従業者、農民は127万円も減少し、貧困率が4.9%上昇した」と発表しています。

県はコロナ禍や物価高騰の影響を受け、生活困窮者を各種支援機関に着実につなぐため、食料品や生活必需品を配布しながら相談にのる「生活困りごと相談会」を提案しています。支援機関と困窮者がつながる1歩として大事な取り組みですが、どこまで相談者が来てくれるのか不透明です。生活に困っている県民の生活を直接的に支援すべきです。

岩手県や秋田県、新潟県では物価高騰の影響を受ける生活困窮者への灯油代の補助を行うことを決めました。知事、埼玉でも実施すべきではありませんか？

【知事】

次に、「社会保障の削減や物価高から、生活困窮者を守り子育て応援の施策の充実を」のお尋ねのうち、生活困窮者への灯油代補助についてでございます。国は、長引くコロナ禍の中、生活に困窮する世帯の暮らしを支援するため、住民税非課税世帯や家計急変世帯を対象に臨時特別給付金10万円を給付してまいりました。さらに現下の物価高騰の厳しい状況を受けて、国において、低所得世帯を対象に5万円を給付する「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の実施が予定をされているところでございます。こうしたことから、現時点においては、県として独自に補助を実施する予定はございません。

ん。

【前原議員】

私は先日、埼玉県生活と健康を守る会と県の懇談に同席しました。生活と健康を守る会は困窮者の生活保護受給に尽力しています。同会は、「生活保護の申請に行ったら3時間かかった」「扶養照会するとわれ二の足を踏んでしまう相談者がいる」と訴えておられました。生活保護の申請窓口ではまだこうしたことが行われています。福祉部長、憲法25条に基づくなら生活保護は当然の権利ではないですか？こうした窓口対応をなくす決意をお聞かせください。また、相模原市は「生活保護の申請は権利です」というカラーポスターを作り活用しています。このようなポスターを県が作成し市町村に活用を促すべきです。この点についても答弁を求めます。

【福祉部長】

前原かづえ議員の御質問3「社会保障の削減や物価高から、生活困窮者を守り子育て応援の施策の充実を」のうち、生活保護の申請窓口の対応についてお答えを申し上げます。生活に困窮する方は誰にでも生活保護を受給する権利があり、これを侵害することはもとより、侵害していると疑われるような行為についても厳に慎まなければなりません。議員お話しの生活保護の窓口で申請を受理するまでに長い時間をかけたり、親族に扶養照会することを強調して申請をためらわせるようなことがあってはならないと考えます。県は福祉事務所に対し、生活保護の申請窓口で申請する意思が確認された場合には速やかに申請を受理するよう指導してまいりましたが、今後も改めて研修や監査の場などを通じて徹底してまいります。次に、「生活保護の申請は権利です」というポスターを県が作成し、市町村に活用を促すべきについてでございます。国のホームページでは、「生活保護の申請は国民の権利です」と明記しています。また、本県でも、生活保護に関するホームページを作成し、その中で「生活保護を申請する権利はすべての国民に無差別平等に与えられた権利です」と明記しています。ポスターの作製は考えておりませんが、県福祉事務所において、生活保護の相談の際に用いる「保護のしおり」の中にも同様の趣旨を新たに記載して、配布してまいります。

【前原議員】

子どもの学習支援などに取り組む認定NPO法人「キッズドア」がこの8月に実施したアンケートによると 新型コロナ感染症流行前と比べて収入が減った世帯は約7割、中でも今も収入が減ったままだという世帯が5割に上り、子育て困窮世帯に深刻な状況がつづいていることが明らかになりました。夏休みが終わると、げっそりと痩せてくる子どももいると聞きます。千葉県が学校給食の第3子以降無償化措置を検討しています。本県でも給食費の無償化のために、市町村への助成制度を創設すべきです。知事の答弁を求めます。

【知事】

次に、給食費の無償化のために、市町村への助成制度を創設するべきについてであります。義務教育諸学校の学校給食費につきましては、学校給食法第11条第2項で給食を受ける児童生徒の保護者の負担とすることが明記されています。これを踏まえ、各学校では、栄養バランス等と保護者の負担を考慮し、工夫しながらできるだけ安価で提供するよう努めております。こうした中、最近の物価高騰の影響を受けた食材の値上がりを踏まえ、国において、緊急的な措置として「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、学校給食における保護者の負担軽減に向けた自治体の取組を支援する制度が

設けられました。国が実施した調査では、7月時点で県内市町村の8割以上がこの臨時交付金を活用し、学校給食費の保護者負担の軽減に向けた取組を「行う」、又は「行う予定である」としております。急激な物価高騰の影響に対しては、このように国における制度の活用をそれぞれの設置者において判断していただくべきものと考えます。また、義務教育諸学校における学校給食の実施を担う市町村等は、学校給食費につきましても、それぞれの実情に応じ、法の趣旨を踏まえ、自主的に判断するべきものと捉えております。他方、物価高騰が一時的なものではなく、影響が長期間にわたる場合には、学校給食費も含め、国が全国的な対策を講ずべきものと考えます。そのため、県といたしましては、物価高騰が長期間にわたる場合には、国の責任において財源を含め具体的な施策を示すよう要望したところでございます。

【前原議員・再質問】

3 社会保障の削減や物価高から、生活困窮者を守り子育て応援の施策の充実を・食育という観点からも給食は子供たちにとって大切な教材の一つであるので、子育て支援策として無償化に県が取り組むことの実施に向けての姿勢をぜひ示していただきたいがいかがか。

【知事・再答弁】 「

給食費の保護者負担軽減について、食育という観点から大切なものなので、県が無償化に取り組むという姿勢を示すこと」についての御質問がございました。先ほども申し上げましたけれども、義務教育諸学校の学校給食につきましては、学校給食法第11条第2項で給食を受ける児童生徒の保護者の負担とすると法律で定められております。そこで、この件につきまして我々としても検討をし、必要な場合には国に対して法律を変えなければなりませんので、働きかけを行っていきたくと考えております

【前原議員・再々質問】

3 社会保障の削減や物価高から、生活困窮者を守り子育て応援の施策の充実を・法律や制度を変えなくても自治体の考え方で無償化しているところもあるのでは、県においても無償化を実施し、子育てを応援していることを発信していただきたいがいかがか。

【知事・再々答弁】

前原かづえ議員の再々質問、「学校給食に関して、県が率先をして無償化に向けて取り組んでいく姿勢を示せ」ということだと理解をさせていただいておりますが、先ほど申し上げたとおり、学校給食法第11条第2項で給食を受ける児童生徒の保護者の負担とするというまず法律があり、それを踏まえた上で、設置者が検討すべき問題でございます。ただし、今回取組が行われたのは物価高騰の影響を受けた緊急的な措置として、国の交付金を活用し、自治体、つまり設置者である市町村がこれを実施するという制度と理解をしておりますので、我々といたしましても国に対して食育等の働きかけは今後とも引き続き行っていきたくと思っておりますけれども、やはり、無償を制度として作るためには、私は法律から取り組むべきだと考えております。

【前原議員】

また来年4月にむけ、県立高等学校のタブレットの購入が保護者に通知されていますが、保護者からも教育現場からも「コロナ禍と物価高騰でこれほど苦しい時に、なぜ今？」との声があがっています。

教育長①県で全生徒分を購入すべきと考えますがいかがか。②全生徒分購入が無理であれば、購入困難な生徒分を購入し、3年間貸与という形にしていきたいが、いかがか。

【教育長】

前原かづえ議員の御質問3「社会保障の削減や物価高から、生活困窮者を守り子育て応援の施策の充実

を」についてお答えを申し上げます。まず、県立高等学校のタブレット端末は県で全生徒分を購入すべきについてでございます。国が令和元年に示したGIGAスクール構想を受け、令和2年度には、国における一定の財源措置のもと、小中学校の児童生徒に対する1人1台 端末環境が整備されたところでございます。国は、高等学校においても、小中学校から切れ目のない環境で学ぶことができるよう、1人1台の学習者用コンピュータ端末環境を整備することを求めています。県では、県立高校の生徒数が10万人を超えることから、莫大な財源が必要となり、速やかに1人1台の端末環境を整備することが困難であることを踏まえ、生徒が所有するタブレット端末等を学校で教育活動に使用して、1人1台端末の環境を目指すこととしたところでございます。GIGAスクール構想は、国が全国的に進めているものであり、本来、高校生の学習用コンピュータの整備についても、国の財源措置がなされるべきものと考えております。そのため、学習者用コンピュータの整備に係る財源について、国に対して要望しているところであり、今後とも、機会を捉えて働きかけてまいります。次に、購入困難な生徒分を購入し、3年間貸与という形にしてはどうかについてでございます。経済的理由によりタブレット端末等の購入が困難な生徒が一定数いることを踏まえ、県では、それらの全体の必要数を見込んだ上で、タブレット端末を公費で整備しております。このタブレット端末を必要な期間貸与し、全ての生徒がタブレット端末 環境で学習できるよう対応してまいります。

【前原議員】

続いて「児童相談所強化と民間団体との連携で、虐待防止を」についてです。

本県の児童虐待相談件数は昨年度1万7606件と10年前から3.6倍化しています。虐待に対する県民の認知度が上がったこと、警察の虐待防止の取り組みの強化などの要因はありますが、深刻な事態が続いていることは確かです。厚生労働省は、児相の児童福祉司などの配置基準を人口4万人に1人から3万人に1人に引き上げ、この間児童福祉司が6年で2倍化されたことは大変評価しております。しかし、3万人に1人の職員体制は達成できておりません。今年4月時点で定数に対して34人の欠員があり、9月にはさらに37人と増えています。

相談件数の増加、対応の複雑化など、児相の激務は続いております。児相は、この状態を改善するために通報後48時間以内の児童安否確認を一部民間団体に委託しています。48時間以内に児相職員が子どもの顔をみて確認するというのは、埼玉県の子相が全国に先駆け始めた優れた実践です。この要の部分に民間にまかせるべきではありません。早急にこの37人の欠員を埋め児相の体制を強化すべきです。

事実上東京都など他県と児童福祉司を取り合う状態です。私は児相の児童福祉司の手当増額で処遇を引き上げるべきだと考えます。福祉部長、①欠員の補充策について②児童福祉司手当増額について、2点をお伺いします。

【福祉部長】

次に御質問4「児童相談所強化と民間団体との連携で、虐待防止を」のうち欠員の補充策についてお答えを申し上げます。県では児童福祉司等の確保のため、埼玉県職員仕事紹介セミナーを通じて、職員がオンラインで児童相談所業務の説明や相談に応じるほか、児童相談所長が県内外の福祉系大学に直接、受験勧奨を依頼するなど、様々な機会をとらえた採用活動を行っております。また、昨年度から児童相談所職員採用ホームページを開設し、採用情報や職種ごとの仕事の内容のほか、児童相談所職員のインタビュー記事の掲載や、本県の充実した研修制度のPRなども行っております。さらに、平成29年度からは新たに社会福祉士や精神保健福祉士などの有資格者を対象にした児童福祉司の採用選考を開始し、

令和3年度からは受験資格者の対象年齢を59歳に拡大いたしました。これらの取組により、令和3年度の福祉職や児童福祉司の採用試験等への申込者数は合計で274人となり、児童福祉司の採用選考を始めた平成29年度と比べますと約1.7倍と増加をしております。県といたしましては、さらに、あらゆる機会を通じて、児童相談所で働く魅力を伝え、児童相談所職員の確保に全力で取り組んでまいります。次に、児童福祉司手当増額についてです。国では、児童相談所職員の処遇改善のために、令和2年度から普通交付税措置等の拡充を行っており、この措置を受け、本県では児童相談所で働く児童福祉司等の特殊勤務手当を月額2万円に引き上げております。令和4年4月1日時点で児童相談所を設置しているほとんどの自治体で同様の手当が支給されており、東京都、神奈川県、千葉県、さいたま市、特別区等の近隣の自治体においても月額2万円程度が支給されております。本県の手当額は他の自治体と同水準となっていることから、現時点で特殊勤務手当を増額する必要はないものと考えております。県といたしましては、さらに、積極的な採用活動を行い、児童相談所の職員確保に努めるとともに、児童の安全確認業務に関する民間団体への委託やICTを活用した業務の効率化など職員の負担軽減を図ってまいります。

【前原議員】

次に虐待防止につながる生活困窮世帯への学習支援事業についてです。子どもの6人に一人が貧困の状態にあります。埼玉県内では生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮世帯への生活・学習支援活動がとりくまれています。学習教室の運営は250教室、中学生は全市町村、小学生は19市16町に広がっています。「ここに来るようになって、学校の授業がわかるようになった」と好評で、高校へ進学する生徒も激増しました。事業を受託している彩の国子ども・若者支援ネットワークによると、事業開始以来12年間最も効果的だったのは、個別の家庭訪問だそうです。訪問してきたのは2000世帯に上り、子どもたちに学習支援の場に来てもらうことが目的ですが、虐待防止や生活相談や食糧支援、ヤングケアラー支援などにつながっているそうです。さらに近年子ども・若者支援ネットワークが始めている支援対象児童等見守り強化事業は小学生から未就学児にまで対象を広げて訪問を行い、虐待や自死、不登校などを未然に防いできました。

そこで、福祉部長にお聞きします。①中学生・高校生はもちろん、小学生のジュニア教室をさらに全県で拡充すること、②とくに県の所管である町村部でジュニア教室を先行して拡充すること③支援対象児童等見守り強化事業を全県にひろげることについて、見解を求めます。

【福祉部長】

次に、中学生・高校生はもちろん、小学生のジュニア・アスポートをさらに全県で拡充することについてです。平成27年から施行された生活困窮者自立支援法により、生活保護世帯及び生活困窮世帯の子供たちを対象とした学習支援事業は、市部においては市が、町村部は県が実施することとされました。現在、中学生、高校生を対象とした学習支援事業は57市町村、小学生を対象としたジュニア・アスポート事業は35市町にまで広がっています。県では、この事業の取組の輪を広げるため、市に対してコーディネーターを派遣し、教室の運営、ボランティアの確保、食材調達などの助言を行っています。今後も、県が培った事業のノウハウや各地域の好事例などを情報共有し、市町村と連携して全県での拡充を図ってまいります。次に、特に県の所管である町村部でジュニア・アスポートを先行して拡充することについてです。貧困の連鎖を断ち切るためには、学力に加えて、社会でたくましく生きていくための力を高めることが非常に重要です。こうしたことから、ジュニア・アスポート事業では、学習支援に加え、生活

支援や社会体験活動を通じて生きる力を育んでいます。ジュニア・アスポート事業を実施する上では、子供たちの教室への送迎や支援員の確保などの課題もありますが、こうした課題を一つずつ着実に解決しながら、事業の拡充を図ってまいります。次に、支援対象児童等見守り強化事業を全県に広げることについてです。本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少していることから、様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を見守り、必要な支援につなげることを目的としております。具体的には、市町村が実施主体となり、要保護児童対策地域協議会の支援対象として登録されている児童等の居宅を訪問するなどし、状況の把握 や食事の提供等を通じて児童の見守り体制を強化するものでございます。令和3年度は、県内の4市町がこの事業を実施し、議員お話しの民間団体等に委託して、児童の見守り支援の取組を行いました。例えば、食材の提供を通じて、世間話から関係性を築き、丁寧に話を聴くことで、必要な支援に繋げるなど、民間のノウハウを生かしたきめ細かい対応ができたと聞いています。県としては、市町村の担当者が集まる会議などでこの事業を周知するなど、全県に広げられるよう積極的に取り組んでまいります。

【前原議員】

続いて「行き場のない少女たちを、性的搾取から守れー若年被害女性等支援事業の導入をー」についてです。

新宿や渋谷などには、虐待や家庭不和など様々な事情で家に帰れず、一晩中さまよう少女たちがいます。彼女たちに最初に声をかけるのは少女たちを性的に搾取しようとする人々です。東京都の若年被害女性支援事業を受託する一般社団法人Colaboは、少女たちのために大型バスでのカフェを開き、食料や飲み物、生理用品などを提供し、今夜泊まる場所の相談に乗ります。代表の仁藤夢乃さんは、自身が家族と折り合いが悪く1年のほとんどを歌舞伎町で過ごしていたという経験の持ち主です。彼女は歌舞伎町を歩き、あちこちに立っている少女に声をかけ、バスカフェの案内を渡していきます。つながった少女を児童相談所などの公的機関に同行し、緊急のシェルター、中長期用のアパート、長期用のシェアハウスを提供します。Colaboは多数の方の寄付と公的助成金で運営されています。

埼玉にも行き場のない少女がいます。県民生活部長にお伺いしますが、少女たちを守るために、本県においても若年被害女性等支援事業を開始すべきと考えますが、いかがでしょうか。

【県民生活部長】

前原かづえ議員の御質問5「行き場のない少女たちを、性的搾取から守れ」のお尋ねのうち、本県においても若年被害女性等支援事業を開始すべきについてでございます。この事業は、国の補助事業となっております。都道府県や市などが民間団体と連携し、困難を抱える若年女性を対象に、夜間の見回りや声かけ等のアウトリーチ支援をはじめ、公的機関への同行支援や就労支援といった自立支援などを行うものです。本県では、困難を抱える若年女性に対しDV被害者支援の一環として公的機関への同行支援や就労支援などを民間団体に担っていただいております。若年女性は、悩みを抱え込みやすく、公的な支援につながりにくいため、きめ細やかな支援を行う民間団体の果たす役割は大きいと考えます。しかしながら、本県においては、東京都のようにアウトリーチ支援を担える民間団体はございません。今後は、他県の事例や国の動向などを踏まえ、アウトリーチ支援を担える民間団体の育成のあり方について検討してまいります。

【前原議員】

Colaboの悩みは、保護した後の少女の受け皿です。Colaboの努力で、シェルターやアパートを確保

しているものの、やはり公的保護所の受け入れ拡充が求められています。ハイティーンの少女を受け入れるためには人権的配慮の問題があります。党県議団は以前一時保護所の全裸での検査を取り上げました。今も入浴の際や剃刀を使ってのムダ毛処理にも監視がつき「刑務所よりひどい」と感じた少女もいるそうです。少女たちの人権に配慮し、一人の人間として扱うべきですが、福祉部長の答弁を求めます。

【福祉部長】

次に、御質問5「行き場のない少女たちを、性的搾取から守れ」のうち、少女たちの人権に配慮し、一人の人間として扱うべきについてお答えを申し上げます。一時保護所は、児童の安全確保を図るとともに、児童の状況や養育環境等を把握することを目的としており、虐待を受けた児童をはじめ、様々な背景を持つ児童が入所しております。そこで、保護所入所当初には、児童の入浴時に全身の傷やあざの状況を確認するとともに、基本的な生活習慣が身についているかを確認しその後の生活指導や支援に繋げております。また、剃毛については、児童の安全を確保するための刃物の安全な使い方を指導しているものです。国の一時保護ガイドラインでは、児童の援助方針を定めるため、職員は様々な生活場面の中で児童と関わりながら定期的に行動観察を行うこととなっております。行動観察の実施に当たっては、児童に必要性を説明し同意を得た上で、例えば、浴室に入室する際には声をかける、その場合必要に応じて距離を取るなどの工夫をしながら、必要最小限の範囲で行っております。県といたしましては、児童の人権を尊重した上で、安全に配慮するなど、一時保護所の適切な運営に努めてまいります。

【前原議員】

また Colabo は、この間東京の女性相談センターの一時保護所やシェルターに受け入れをお願いしており、埼玉県でもぜひ受け入れをしてほしいとのことです。しかし、スマホの利用禁止や学校への登校は不可など一時保護所の規則が厳しすぎます。これらはDV被害女性を守るために必要な規則であることは理解できますが、ぜひ、埼玉県の婦人相談センターが若い女性たちに開かれた施設となってほしいと考えます。県民生活部長に伺いますが、①婦人相談センターの一時保護所を複数設置することについて②スマホの位置情報はオフにするなど守るべきルールを決め、規制を可能な限り緩和すること③4カ所ある婦人相談センター連携の民間シェルターを大幅に増設することなどすすめ、少女たちの受け入れを広がっていただきたいのですがどうですか？

【県民生活部長】

前原かづえ議員の御質問5「行き場のない少女たちを、性的搾取から守れ」のお尋ねのうち、本県においても若年被害女性等支援事業を開始すべきについてでございます。この事業は、国の補助事業となっております。都道府県や市などが民間団体と連携し、困難を抱える若年女性を対象に、夜間の見回りや声かけ等のアウトリーチ支援をはじめ、公的機関への同行支援や就労支援といった自立支援などを行うものです。本県では、困難を抱える若年女性に対し、DV被害者支援の一環として公的機関への同行支援や就労支援などを民間団体に担っていただいております。若年女性は、悩みを抱え込みやすく、公的な支援につながりにくいため、きめ細やかな支援を行う民間団体の果たす役割は大きいと考えます。しかしながら、本県においては、東京都のようにアウトリーチ支援を担える民間団体はございません。今後は、他県の事例や国の動向などを踏まえ、アウトリーチ支援を担える民間団体の育成のあり方について検討してまいります。次に、婦人相談センター一時保護所の複数設置についてでございます。一時保護所は、入所者の心のケアや生活支援をはじめ、市町村、福祉事務所などの関係機関と連携し自立支

援を担っています。緊急時においては、警察と連携し24時間365日受け入れを実施しております。そのため、一時保護所の複数設置は、新たな施設が必要なことに加え、人員体制の構築も大きな課題であると認識しております。他方、いわゆる困難女性支援法が成立し、女性の福祉増進の観点から様々な入所者に寄り添った支援が求められております。今後はこうした点を踏まえまして、婦人相談センターにおける若年女性支援に向けた運営のあり方を検討してまいります。次に、スマートフォン使用の規制を緩和することについてでございます。婦人相談センターの入所者には、DVやストーカー被害者など加害者からの激しい追及がある方がおられます。仮に位置情報をオフにしたとしても、スマートフォンの利用に当たっては、居場所の特定が可能となる各種サービスもあります。また、本人の意向に関わらず、写真をSNSに投稿することなどにより、所在地が判明してしまう危険性もございます。こうした理由により、スマートフォン使用の規制を緩和することは難しい状況にあると考えております。他方、スマートフォンは、若年女性にとって重要なコミュニケーションツールであり、非常に重要なものと認識しております。そこで、機能を制限した通信機器の貸し出しなど、スマートフォン使用のあり方について改めて検討してまいります。次に、4か所ある民間シェルターを大幅に増設してはどうかについてでございます。DV被害者をはじめ、困難を抱える女性が避難する場として、県内には4つの民間シェルターがございます。これらの民間シェルターにおいては、財政面やスタッフの高齢化による人材不足といった課題を抱えております。そこで、県では、財政面において、民間シェルター施設の借上費用や公的機関への同行支援など被害者の自立支援に対し、助成をしております。人材面では、人材の掘り起こしを行うため「DV被害者自立支援サポーター養成講座」を昨年度から実施しております。今後も、民間団体の方から支援ニーズを伺いながら、まずは4つの民間シェルターの運営の安定を図り、活動の充実に向け支援してまいります。

【前原議員】

次に「小規模こそ良さがある。高校統廃合は、いったん立ち止まり深い論議を」についてです。

再編整備の理由として、少子化で生徒募集が困難な状況にあることや、地域・県民や社会のニーズに対応した特色ある学校設置が求められることを挙げていますが、背景としては、2014年の総務省の公共施設等総合管理計画があります。教育長、県立学校の統廃合計画の真の狙いは、県有施設の約半分を占める県立学校などの教育施設は、老朽化により維持管理に多額の予算がかかるため、これを極力抑えたい、ここにあるのではないですか？答弁を求めます。

【教育長】

次に、御質問6「小規模こそ良さがある。高校統廃合は、いったん立ち止まり深い論議を」についてお答えを申し上げます。まず、統合の真の狙いについてでございます。県立高校の再編整備は、人口減少の進行に伴い、生徒数の減少が続いている状況の中で、子供たちにより良い教育環境を整備するために進めているものであり、維持管理にかかる多額の予算を極力抑えることを狙いとしているものではございません。

【前原議員】

文科省調査によると埼玉県の高校生徒一人あたりの教育費の全国順位は2018年度で41位です。高等教育にもっとお金をかけるべきです。

県教委は高等学校の適正規模を、1 学年 6 学級以上としています。運動会が大勢でできる、部活動がいろいろ広がるということですが、大規模校、多数の人数の学級こそが、現在の教育のゆがみの原因だと考えます。

【教育長】

次に、小規模で少人数学級の学校でこそ、一人一人に行き届いた教育を実現できるのではないかと、についてでございます。しかしながら、生徒数が減少することにより、学校の規模自体が小さくなれば、それに伴って教員数も減少することとなり、とともに、学校行事や部活動の面でも、生徒たちの希望に応じた活動ができない状況も生じることとなります。

【前原議員】

小学校で少人数学級が前進しています。私立高等学校でも少人数学級が広く取り入れられています。統廃合計画ではなく、高等学校の少人数学級こそ進めるべきと考えますが、答弁を求めます。

【教育長】

次に、統廃合計画ではなく、高等学校の少人数学級こそ進めるべき、についてでございます。議員お話しの通り、小学校においては、法改正により令和 3 年度の第 2 学年から順次 3 5 人学級が実現することとなっております。一方、高等学校においては、少人数学級に関する制度改正は行われておらず、少人数学級を適正にでございます。

【前原議員】

また人口が増えている八潮市の市民からは、「なぜ生徒が増えているのに高校がなくなるの」という声があがっています。東西南北各地域から 2～4 校削減という再編整備計画は、地域の実情と合わないのではないですか？答弁を求めます。

【教育長】

次に、東西南北各地域の再編整備計画は地域の実情と合わないのではないかと、についてでございます。県立高校の再編整備は、人口減少の進行に伴う生徒数の減少に対応するため避けて通れないものと考えますが、これを進めていく際には、全県的な視野のもとに、県立高校の配置を考える必要がございます。人口減少のみを考慮すれば、特定の地域に偏る恐れもあることから、県といたしましては、県立高校の再編整備が特定の地域に偏ることのないよう、各高校の現状を踏まえた上で、地域バランスも考慮し、県内を四つの地域に分けて進めていくこととしております。

【前原議員】

【教育長】

次に、東西南北各地域の再編整備計画は地域の実情と合わないのではないかと、についてでございます。県立高校の再編整備は、人口減少の進行に伴う生徒数の減少に対応するため避けて通れないものと考えますが、これを進めていく際には、全県的な視野のもとに、県立高校の配置を考える必要がございます。人口減少のみを考慮すれば、特定の地域に偏る恐れもあることから、県といたしましては、県立高校の再編整備が特定の地域に偏ることのないよう、各高校の現状を踏まえた上で、地域バランスも考慮し、県内を四つの地域に分けて進めていくこととしております。次に、地元が反対している統合をなぜ押し付けるのか、もう一度白紙に戻して地元と話し合うべき、についてでございます。県立高校の再編整備の検討に際しては、関係する市町の教育委員会をはじめ関係部局などに、職員が直接訪問し、意見交換を重ねてまいりました。その中でいただいた御意見も考慮させていただいた上で、今回公

表した 魅力ある県立高校づくり第2期実施方策案をお示ししたものです。

【前原議員】

続いて「学校にいけない子どもたちの学ぶ権利を守るのは行政の義務」について。

県内小中学校における不登校児童生徒数は2020年度8934人と少子化にもかかわらず年々増加し最高数となっています。9000人近い児童生徒が学校を否定していることは、重大な事態です。中学時代不登校であった千葉工業大学准教授の福島尚子（しょうこ）さんは「生きづらい場所＝生きることがしづらい場所—それが私にとっての学校だ」と指摘しています。不登校対策のまず大前提として、小中・高校など学校が生きづらい場所でなくなることが必要です。具体的にはさらに少人数学級の拡大や、教員の定数増、競争的な教育の改善、部活動での暴力廃絶など、教育環境の整備に全力を挙げるべきです。

県教委ははじめ不登校対策として、全小中学校スクールカウンセラー配置など努力してきました。しかし、1小学校に月に1回、半日滞在するだけ、一人の方がたくさんの学校を巡回しています。スクールカウンセラーをさらに拡充すべきと考えますが教育長答弁を求めます。

【教育長】

次に、御質問7「学校にいけない子どもたちの学ぶ権利を守るのは行政の義務」についてお答えを申し上げます。まず、スクールカウンセラーをさらに拡充すべきについてでございます。県内公立小・中学校における不登校児童生徒数は、全国の状況と同様に、近年、増加傾向が続いており、全ての児童生徒の学ぶ機会の確保という観点からは、大きな課題であると受け止めております。まずは、児童生徒一人一人が充実した学校生活を送り、安心して教育を受けられる学校づくりを進めていくことが重要です。そのためには、教育相談体制を充実することが必要であり、担任や養護教諭などの教員やスクールカウンセラー等の専門スタッフによる組織的な体制を整備することが求められます。県では、スクールカウンセラーを平成19年度からさいたま市を除く全公立中学校に、令和元年度からは全公立小学校に配置し、教育相談体制の整備を図ってまいりました。スクールカウンセラーの配置については、現在の体制による効果なども見ながら、引き続き検討してまいります。

【前原議員】

県教委は、県立戸田翔陽高校内にモデル事業として不登校生徒支援教室「いっぽ」を9月から本格的にスタートしました。県教委が場所、教員やボランティア確保に責任をもって実施することは高く評価します。戸田翔陽高校との連携の中で得られるものも大きいと感じます。しかし学校内施設である「いっぽ」に通える状態の不登校生徒はごく一部だということ、また、県内1カ所では、不十分です。

党県議団は、栃木県高根沢町にある町立「フリースペースひよこの家」を視察しました。20年目にはいったひよこの家は、いわゆる適応指導教室と違い学校へ戻ることを目的としていません。築100年の古民家を借り受け、土間が広く、いろりがあり、薪ストーブがあります。あえて「教育機関、行政機関から離れた場所をさがした」とのこと。「学校や制服、ジャージを見るだけでも泣いてしまう子が多かった」という理由です。活動の第1は「心の充電」です。毎日やることは、話し合いで決めます。給食もほかの学校と同じものができます。近隣市町からも児童が集まり、150人の卒業生を送り出しました。なにより学ぶべきだと感じたのは「学校に行けない子どもたちの権利を守るのは町の義務」だと語った高根沢町の姿勢です。

教育長に伺います。①不登校生徒支援教室「いっぽ」は子どもの気持ちを尊重していただきたい。

「学校復帰」や「進学」まして、支援教室に「毎日登校すること」などを数値目標としない教室にすることまた、②「いっぽ」の他にもモデル事業を複数実施すること③「ひよこの家」なども研究をし、モデル事業にとりいれること、以上3点答弁を求めます。

【教育長】

次に、不登校生徒支援教室「いっぽ」は子どもの気持ちを尊重し、学校復帰や進学、まして支援教室に毎日登校することなどを数値目標としない教室にすることについてでございます。平成29年3月に文部科学省が「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」を定めました。この指針では、不登校児童生徒への支援に際しては、登校という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があるとされており、県立戸田翔陽高等学校の校舎内に設置した不登校生徒支援教室、通称「いっぽ」は、不登校児童生徒への多様な教育機会の充実に関するモデル事業として、令和4年5月に開設いたしました。戸田市教育委員会と連携し、戸田市立中学校に在籍する不登校生徒を対象とした教室として、9月からは学習支援を開始しております。次に、「いっぽ」の他にもモデル事業を複数実施することについてでございます。議員御指摘のとおり、不登校の生徒は「いっぽ」に通えるエネルギーのある生徒ばかりではないことから、そうした子供たちに対する支援も必要です。そのため、支援教室「いっぽ」のモデル事業においては、毎日教室に通うことが難しいような子供たちに対する支援策についても研究していくこととしております。まいります。次に、「ひよこの家」なども研究をしモデル事業にとりいれることについてでございます。栃木県高根沢町における「ひよこの家」では、学校に通うことができない子供たちが安心して心を休めることのできる居場所づくりを目指して、様々な取組を実施していると承知しております。、個々の不登校児童生徒に応じた支援の充実を図ってまいります。

【前原議員】

最後に「県としてパートナーシップ制度実現を。『性の多様性を尊重した社会づくり条例』の全面実施へ」についてです。

先の6月議会で「性の多様性尊重条例」が可決され、メディアでも話題になりました。とりわけLGBTQ当事者の方たちからは、県としてパートナーシップ制度、ファミリーシップ制度を実現してほしいという期待が寄せられています。埼玉新聞は宣誓制度を埼玉県に求めるネット署名が始まっていると報道しています。9月24日時点署名数は363人に上っているとのこと。この間、同制度について知事は「市町村で検討すべきもの」という姿勢でした。しかし、こうして条例ができ、署名活動もすすんでおり、いよいよ県として制度導入へ踏み出していきたい。知事の決意を求めます。

【知事】

最後に、「県としてパートナーシップ制度実現を「性の多様性を尊重した社会づくり条例」の全面実施へ」のお尋ねのうち、県としてパートナーシップ宣誓制度導入へ向けた決意についてでございます。LGBTQの方はこれまで長い間支援から取り残されており、これは、多様性が尊重される時代にあって、直ちに人権上の対応が必要とされる問題だと考えます。そこで、性の多様性を尊重した社会づくりに当たっては、「理解増進」や「相談体制の整備」はもとより、「暮らしやすい環境づくり」まで踏み込んで、取組を行っていく必要があると考えます。御質問のいわゆるパートナーシップ宣誓制度は、双方又はいずれか一方が性的マイノリティである方々が、互いを人生のパートナーとして生活を共にすると宣言し、この二人に対し、宣誓書受領カード等を交付する制度という理解をしております。

ます。これは、婚姻とは異なり、法律上の効果は生じず、受領カード等も法的 根拠や権利を裏付けるものではなく、制度をもたらすものでもございません。本県はこうしたパートナーシップ宣誓の導入は、現時点では考えておらず、またパートナーシップ宣誓は法的に担保された制度としても捉えておりません。互いを尊重し協力し合う関係の宣言では、当事者の方たちの権利や身分 を確立することはできず、制度や手続きの改正こそが当事者の不安定な地 位に置かれることへの解決方法として大切だと考えます。

【前原議員】

知事は予算特別委員会で、わが党の質問に対し「民間企業、業界団体などに働きかけていきたい」と答弁しました。制度のない中でも、権利尊重のため努力したいとの意思と受け止めております。

そこで提案ですが、まず、医療機関での手術同意や情報提供についてです。厚労省は「家族とは法的な意味での親族関係のみを意味しない」と2007年にガイドラインをつくっています。全国でも進んでいる横須賀市では、市立病院はパートナーであっても情報提供や手術同意を可能とするだけでなく、そのことをHPで分かりやすく明記しております。また厚労省のガイドラインに基づき、横須賀市が医師会へも働きかけています。本県でも県立病院ではパートナーによる同意を認めているようですが、①横須賀市のようにHPなどで積極的に広報すること②医師会に働きかけること、③また、横須賀市ではLGBTQ同士の住まい探しに積極的な不動産事業者にレインボーステッカーを配布しています。これをすすめること④埼玉県DV被害相談窓口について、LGBTQのDV被害についても取り組んでいるとHPで明記すること⑤里親制度もLGBTQカップルも対象であると分かりやすくHP上で示すこと以上5点について知事の答弁を求めます。

【知事】

次に、横須賀市のようにホームページなどで積極的に広報することについてであります。県立病院について、同性パートナーについても、手術の同意や情報提供 は可能であります。このことについて、今後、県ホームページに掲載をしております。次に、医師会に働きかけることについてであります。県内の病院において、同性パートナーに対しても、手術の同意や情報提供が可能であることを周知するため、医師会に働きかけます。修正次に、LGBTQ同士の住まい探しに積極的な不動産業者にレインボーステッカーを配布することについてであります。県では、県民や企業がLGBTQ支援の意思を表明する際に掲示していただく「マグネットステッカー」を作成し、すでに配布をしております。不動産事業者に対し、この「マグネットステッカー」の活用を働きかけてまいります。次に、埼玉県のDV被害相談窓口について、LGBTQのDV被害についても取り組んでいるとホームページで明記することについてでございます。相談窓口では、従来から性別を問わず相談に応じており、県ホームページにおいても、その旨を御案内しております。次に、里親制度もLGBTQカップルも対象であると分かりやすくホームページ上で示すことについてであります。里親制度を紹介しているページでは、既に同性カップルでも里親になれることを明示しております。更に分かりやすく掲載できるか検討してまいります。このような取組を通じて、LGBTQの方々の直面する困難が解消するよう努めてまいります。

【前原議員・再質問】

8 県としてパートナーシップ制度実現を「性の多様性を尊重した社会づくり条例」の全面実施へ・県としてパートナーシップ宣誓制度導入へ向けた決意を伺う。横須賀市のようにホームページなどで

積極的に広報することを伺う。医師会に働きかけることを伺う。LGBTQ同士の住まい探しに積極的な不動産業者にレインボーステッカーを配布することを伺う。埼玉県DV被害者相談窓口について、LGBTQのDV被害についても取り組んでいるとホームページで明記することを伺う。里親制度もLGBTQカップルも対象であると分かりやすくホームページ上で示すことを伺う。

【知事・再答弁】

最後に、「県としてパートナーシップ制度実現を「性の多様性を尊重した社会づくり条例」の全面実施へ」のお尋ねのうち、県としてパートナーシップ宣誓制度導入へ向けた決意についてでございます。LGBTQの方はこれまで長い間支援から取り残されており、これは、多様性が尊重される時代にあつて、直ちに人権上の対応が必要とされる問題だと考えます。そこで、性の多様性を尊重した社会づくりに当たっては、「理解増進」や「相談体制の整備」はもとより、「暮らしやすい環境づくり」まで踏み込んで、取組を行っていく必要があると考えます。御質問のいわゆるパートナーシップ宣誓制度は、双方又はいずれか一方が性的マイノリティである方々が、互いを人生のパートナーとして生活を共にすると宣言し、この二人に対し、宣誓書受領カード等を交付する制度 とうと理解をしております。これは、婚姻とは異なり、法律上の効果は生じず、受領カード等も法的根拠や権利を裏付けるものではなく、制度をもたらすものでもございません。本県はこうしたパートナーシップ宣誓の導入は、現時点では考えておらず、またパートナーシップ宣誓は法的に担保された制度としても捉えておりません。互いを尊重し協力し合う関係の宣言では、当事者の方たちの権利や身分を確立することはできず、制度や手続きの改正こそが当事者の不安定な地位に置かれることへの解決方法として大切だと考えます。次に、横須賀市のようにホームページなどで積極的に広報することについてであります。県立病院について、同性パートナーについても、手術の同意や情報提供は可能であります。このことについて、今後、県ホームページに掲載をしております。次に医師会に働きかけることについてであります。県内の病院において、同性パートナーに対しても、手術の同意や情報提供が可能であることを周知するため、医師会に働きかけます。

【前原議員】

条例には、パートナーシップ制度などの制度の整備だけではなく、基本計画の策定、啓発などを実施していくことが位置付けられています。計画策定のための審議会の立ち上げも必要です。①基本計画はいつまでに、どのような審議会を立ち上げて策定するのですか？②現在ある「性の多様性に関する施策推進会議」を活用する方法もあると考えますが、県民生活部長、答弁を求めます。

【県民生活部長】

次に御質問8「県としてパートナーシップ制度実現を「性の多様性を尊重した社会づくり条例」の全面実施へ」のお尋ねのうち、基本計画はいつまでに、どのような審議会を立ち上げて策定するのかについてでございます。基本計画の策定に当たりましては、令和4年度新たに立ち上げました埼玉県性の多様性に関する施策推進会議にご意見を伺いながら検討を進めてまいります。今後、関係部局との調整であるとか県民コメントの実施等を経まして、来年の夏を目途に策定したいと考えております。

【前原議員】

条例の内容をわかりやすく県民に知らせるパンフレットの作成も必要です。大分県では「りんごの色」という漫画を中学1年生と高校1年生に配布、コンビニにもおいてもらい、感動を呼んでいるそうです。このような感動的なパンフレットを、民間企業に広範に配布し、学校の児童生徒、とりわけ県立

学校生徒にはいち早く配布することを求めるものです、県民生活部長の答弁を求めます。

【県民生活部長】

県では、条例制定後すぐに、県民向けに、「条例施行に伴う県の考え方 Q & A」をホームページに掲載いたしました。また、市町村担当課、県立学校、市町村教育委員会に対し、条例の周知 を依頼しております。去る9月16日には、市町村の担当課長会議の場で、改めて条例について周知を図りました。このほか、令和3年度から、企業向けには「L G B T Qが働きやすい職場づくりのために」と題した冊子を、また、小学校5、6年生及び中高生向けに、「児童生徒用リーフレット」を作成し、配布している状況がございます。こうした条例の内容や啓発資料はホームページでも案内しておりますので、広く県民の方にその情報にたどり着きやすくなるよう、L G B T Qポータルサイトにこれらの情報を集約・整理し、企業や学校等に向けて広報してまいります。